

## 14 標準化と知的財産権に関する調査研究

技術標準は、技術の普及を促進するためにその共有化を図るという公益的側面が強いものであり、一方、知的財産権は、技術開発を促進するために技術に排他的独占権を認めるという私益的側面が強いものである。即ち、本来、技術標準と知的財産権は相反するものであり、その調整が必要となる。

このような認識の下、技術標準と知的財産権の関係について、①標準化機関の最近の状況、②パテントプールやパテントフォーラム等の非公的標準についての考察、③知的財産権法及び独占禁止法の観点からの検討、④欧米調査結果、の項目に分けて調査研究報告書を作成した。本稿は、上記報告書の内容を事務局が要約したものであり、詳細は報告書をご参照いただければ幸いである。

### I はじめに

技術標準と知的財産権は本来相反するものであり、従来からその調整については議論が重ねられてきている。そもそも、技術標準は、技術の互換性を高め技術の普及を促進し、関連市場を拡大することにより公益を図る側面が強いものであり、一方、知的財産権は、技術開発を促進するために、所定の条件を満たす技術等に排他的独占権を設定するものであり、その究極的な目的は産業の発達という公益増進にあるものの、第一義的には私益的な側面が強いものである。

標準化のプロセスの変化を見ると、かつては公的標準化機関によるものが唯一の方式であったが、近年、市場主導型およびユーザー主導型の方式が出現してきた。市場主導型の標準化プロセスは、企業群がその技術的成果をみずからの標準によって囲い込むことを狙って設けたものであり、この型の標準化プロセスにおいては標準の知的財産権化が有効である。また、ユーザー主導型の標準化プロセスは例えばボランティアのユーザーがインターネット上に作ったものである。

このように、技術標準を巡る環境は変化してきており、それに伴って知的財産の問題についても解決が難しくなっている。

### II 公的標準に関する最近の状況

#### 1 ISO<sup>(\*)1</sup> / IEC<sup>(\*)2</sup>の最近の状況

##### (1) 二次元バーコード規格 DIS<sup>(\*)3</sup>16022 (Data Matrix) 問題

二次元バーコードである“Data Matrix Code”のFast

Track DIS投票が米国より提案された際、関連特許を持つ日本のA社が許諾宣言をしなかったというケースである(“Data Matrix Code”に関する特許については、許諾宣言がなされている)。

したがって、日本は、存在が判明している特許について、その所有者であるA社が特許に関するstatementを提出していないことはISO/IECの規定に反しているとして、このFast Track投票に対して、この問題の解決を条件に「条件付き反対」とした。投票の結果は、賛成26、反対1(日本)、棄権2であり、本来ならば、このDISは成立するはずであるが、未だ事務局から成立した旨の連絡はなく検討中のようであり、これは特許問題を前面に出した影響もあると考えられる。

##### (2) 非接触・近接型ICカード問題

委員会に参加している日本のB社が、自社仕様が国際標準にならない場合は、保有する必須特許ライセンスの拒否宣言をすとしたケースである。B社のこの宣言に対し、日本のWGでは、B社の仕様を規格に含めるよう努力することとすると同時に、情報規格調査会(ISO/IEC JTC1<sup>(\*)4</sup>)対応の日本事務局)に対し、「特許と標準」の問題の解決策を検討するよう依頼した。

本件に関する議論を通し、関係者が旧版の規定を参照しており、改版された規定の存在を知らなかったことが判明した。そのため、JTC1総会では、その全てのメンバーに現在のISO/IECの特許ポリシーとその精神を徹底することを決議した。

なお、B社の仕様は1年遅れて継続審議とすることが合意された。また、特許問題に対する今後の方針として、改版された規定をベースに検討がおこなわれ、対処方針を決定した。

##### (3) Javaの国際標準化問題

当初、Sun Microsystems社(サン)はJavaの国際標準

(\*)1 International Organization for Standardization;国際標準化機構

(\*)2 International Electrotechnical Commission;国際電気標準会議

(\*)3 Draft International Standards;国際規格案

(\*)4 Joint Technical Committee I;情報技術専門委員会

化を目指し、ISO/IEC JTC1のPAS<sup>(\*)5)</sup> Submitterの承認申請をし、承認された。その後、サンはISO/IEC JTC1の標準化プロセスからJavaを引き上げ、欧州標準化機関であるECMA<sup>(\*)6)</sup>のプロセスに乗り換えた。国際標準となったPASのメンテナンスに関し、JTC1はPAS提出者と協力して行う方針であるのに対し、サンは独自に行いたいとしたからである。

その後更に、サンはECMAのプロセスからもJavaを引き上げた。ECMAの標準化プロセスのポリシーとして、ECMA規格に対する規格提案者の著作権を認めないとしているのに対し、サンがあくまで著作権の保持を主張したためと報道されている。

なお、ECMAにはJavaの検討委員会がすでに成立していたが、サンがこのグループの解散を要求したこともあり、標準化を進めるかどうかについては今後の総会で審議される予定である。

これは、単一企業の仕様を国際標準にしようとして失敗した例であるが、Javaの今後を考えると国際標準化が必要であり、かつてのUNIX標準化の轍を踏まぬよう、二つのグループでの標準化作業は避けるべきである。

#### (4) 今後の課題

以上の事例から今後の課題を抽出する。

- ・国際標準案の投票では、特許問題の生じる可能性のある国が反対しても承認されることが多いが、明らかに将来の問題が予想される場合は、標準化機関として何らかの措置が必要である。
- ・標準化団体は、標準化作業の関係者に対して、一層の特許ポリシーとその精神の徹底をはかることが必要である。
- ・標準化作業のいかなる段階でも、関連する特許の存在が判明したら特許ポリシーに従い必要な手続きを取るよう心がけるべきである。
- ・ISO/IECとして、ITU-T<sup>(\*)7)</sup>の“General Patent Statement and Licensing Declaration”のような規定新設の検討が必要である。
- ・PAS制度はISO/IEC外の規格を取り込むことを第一の目的としたはずであり、著作権については柔軟な対応が必要と考える。

## 2 ITU-Tについて

ITU-Tが近年作成した、特許ポリシーのガイドラインとプログラム著作権ポリシー草案について説明を加える。

### (1) ITU-T特許ポリシーに関するガイドラインの概要

#### (i) 目的 (ガイドライン第1章)

ITU-Tの特許ポリシーへの理解を促し、またその実際の適用を助けることを目的とする。更に開発中の標準案の関連特許を早期に特定し、その情報を開示することが奨励される。

#### (ii) 背景 (第2章)

標準化団体の特許権への関与を必要最小限に限定している点でISO、ITU-Tの特許ポリシーは、IEC、CEN<sup>(\*)8)</sup>/CENELEC<sup>(\*)9)</sup>、ANSI<sup>(\*)10)</sup>、IEEE<sup>(\*)11)</sup>などと整合している。

#### (iii) 特許情報のITU-Tへの提供の時期 (第2章第4節)

ITU-Tへの情報提供の時期について、寄書の提出毎に、その提案に自社または他社の関連特許または特許出願を特定することが理想であり、情報提供には最大の努力を尽くすことが要請される。但し、特許調査は義務ではない。

#### (iv) General Patent Statement and Licensing Declaration (第2章第5節)

この声明を提出した企業は非差別的な使用許諾を拒絶する危険性が低く、標準作成作業を実施している関係者に安心感を与えるという効果がある。なお、これは任意の追加的な手順であり、従来通りの手順も可能である。また、これは自社特許を含む自社の寄書が標準に採用された場合に限り有効である。

#### (v) 新規または改正標準案の承認 (第3章)

承認を予定する標準案に自社または他社の特許権が関係していることに気付いたメンバーは、遅くとも承認行為が予定される期日より以前に、その情報を事務局に開示することが要請される。但し、それは義務ではない。

更に、特許声明データベースに掲載する利便のため、この通知には定型書式を用い、このなかに“basis of reciprocity”という表現を入れることとした。特許ポリシーに沿って非差別的な使用許諾を宣言する企業が、使用許諾をしない企業に対抗できるようにするためである。また、非差別的な使用許諾を拒絶する特許権者には、その特許と標準案の関係について技術的に説明する義務を負わせることとした。

#### (vi) 研究委員会 (SG: Study Group) での作業方法 (第4章)

SG議長に対して、SG会合で標準案に関連する特許の存在について問い、それに関する質疑を議事録に記述することを義務付けている。

#### (vii) ITU-Tの特許声明データベース (第5章)

このデータベースにはGeneral Patent Statement and

(\*)5) Publicly Available Specification

(\*)6) European Computer manufacture association; 欧州コンピュータ工業会

(\*)7) International Telecommunication Union - Telecommunication Standardization Sector; 国際電気通信連合電気通信標準化部門

(\*)8) European Committee for Standardization; 欧州標準化委員会

(\*)9) European Committee for Electrotechnical Standardization; 欧州電気標準化委員会

(\*)10) American National Standards Institute; アメリカ規格協会

(\*)11) Institute of Electrical and Electronics Engineers; 電子電気技術者協会

Licensing Declarationに関する情報が掲載される。ただし、特許情報の提出については義務ではないため、データベースの正確性や完全性は保証されない。

#### (viii) 標準化後の特許の発見 (第6章)

標準化後に関連特許が発見され、また特許権者が非差別的な使用許諾に同意しない場合には、標準を修正、または廃止する必要がある。事務局が拒絶の通知を受け取った時には、それを速やかにSGに通知し、SGで処置方法を考えることになっている。

#### (ix) ITU-T参加者以外に特許が保有されている場合の扱い (第7章)

ITU-T参加者以外の第三者が特許を保有していることに気付いた時には、それを事務局に通知し、事務局はその第三者に接触し、Patent Statement and Licensing Declarationを提出するように要請する。それが提出された時は、メンバーの場合と同様の処理を行う。

#### (2) プログラム著作権ポリシー草案概要

第一のポイントは、対象とするプログラムの範囲を、ITU-Tの外部で作成され、修正なしに標準の中に取り込まれた場合に限っていることである。

第二のポイントは、ITU-T標準に著作権の存在するプログラムが含まれている場合には、プログラム著作権者の選択肢を次のように列挙したことである。①無償でライセンスすること、②標準を実施するために必要な範囲で、非差別合理的にライセンスすること、③いずれにも添わないこと(この場合は標準中にプログラムを記載しない)。

第三のポイントは、プログラム著作権が複製権、使用权、改変権などの様々な権利の集合体であるにも関わらず、どの権利をどのように処理するか明確でないことである。読むだけなのか、それを組み込んだ製品を販売もできるかという点は曖昧なまま残されている。

#### (3) 残された課題

第一の問題点は特許による権利化とプログラム著作権による権利化の競合の危険性である。新しいアルゴリズムを発明して特許化した場合を考えると、特許化されたものを特許ポリシーで保護すればプログラム著作権での保護は与えなくともよいという考え方や、特許化のためのコストとプログラム化のためのコストは別のものなので、ともに保護されてしかるべきという考え方がある。ただし、後者の考え方を取れば、他社が特許化したアルゴリズムをプログラム化して権利を主張するということも可能になるし、しかも世界中で保護されるプログラム著作権の方が、後々の利益が大きくなる可能性もある。

第二の問題点は、文章でアルゴリズムを提案すれば権利を主張することができないにも関わらず、プログラムとして提出すれば対価を取れるとなれば、プログラムの寄書が提出されることが多くなる可能性があることである。その場合、本当に

必須のプログラムだけを選び分けることが必要であるが、誰が責任を持って選別を行うべきかという点である。

第三の問題点はプログラムの維持管理に関し、標準中にプログラムを持ちこむことが不可欠な場合、そのような標準の保守に誰が責任を持つべきなのだろうか。またそのプログラムにバグがあったとき、誰がどのように責任を取るかという点である。

### III 非公的標準に関する考察

#### 1 標準化活動と知的財産権の調和に関するEIAJの動向について

EIAJ((社)日本電子機械工業会)が作成した、標準化作成活動に工業所有権等が係わる場合の取り扱いに関する指針について、その概要と主要な論点を概説する。

##### (1) まえがき

この指針は、(社)日本電子機械工業会/規格類に規定する内容に、工業所有権等が係わる場合の基本的な事項を示すことを目的としている。

##### (2) 基本指針の適用

この指針は全てのEIAJ規格類(規格、暫定規格、技術レポート)に適用され、また既に制定されているEIAJ規格類は、原則見直し時に適用される。

##### (3) 工業所有権等の範囲

日本における特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権のうち、権利が確定しているもの及び出願中で公開されているものを対象とする(ただし、出願人の任意で申し出た場合、出願中で公開前のものも含む)。

##### (4) 工業所有権等の取り扱い

無償または合理的条件での非差別的な使用許諾が前提となっており、許諾しない又は確認書の提出がない等の場合は、規格類の作成はしない。ただし、権利保有者が無償または非差別合理的条件でのライセンスを選択したにもかかわらず、選択したライセンス条件と異なるライセンス条件を他の権利保有者が選択していることを理由として、その他の使用者と異なるライセンス条件を定めることを妨げるものではない。また、EIAJは、これらについて何等の保証を与えるのではなく規格類等に係わる紛争の解決及び補償について責任を有しない。

##### (5) 規格制定提案者等の責務

規格制定提案者及びその提案に賛同し規格制定提案グループに参加する者は、その提案内容に係わる工業所有権等を保有している場合、確認書を提出する。また、その提案内容に関し、他権利保有者の情報を入手している場合は、それを提供する。

##### (6) 工業所有権等の調査

提案された規格案の内容が、工業所有権等の対象に含まれるかどうかの調査に関する指針として、調査の対象、調査の時期と発動、調査に関する機密保持を定める。調査の対象は原則EIAJ加盟会社で、保有者が判明している場合は、それ以外も対象とする。

#### (7) 工業所有権等の公開を求めるための手続き等

権利保有者が明らかになった場合、権利保有者に対する確認書の提出要請を最終規格案の承認までに入手すること、ただし規格制定提案時に実施した調査で判明した場合、規格制定提案書の審議時までに入手が望ましいとした。

無償及び非差別合理的条件でのライセンスが得られない確認書が提出された場合及び権利保有者から確認書が提出されなかった場合、標準化委員会は、権利を含まない内容で規格類が作成できないかを再検討し、不可能な場合は以後の規格制定作業を中止する。

また、EIAJは確認書の未提出により問題が生じても責任を負うものではないし、有償許諾の場合のライセンス交渉は当事者間で行うものとした。

#### (8) 規格制定後に工業所有権等が発見された場合

規格制定後に関連特許が発見される場合、権利保有者に対する確認書の提出要請を行い、特許権者が非差別的な使用許諾に同意すれば規格類への付記事項の追記ですむが、それを拒絶した場合には、標準化委員会は権利を含まない内容で規格類を改訂できないかを再検討し、不可能な場合はその規格類を廃止することになる。ただし、権利保有者がEIAJ加盟会社の場合、非差別的な使用許諾に同意するよう要請される。

#### (9) 規格類への付記事項

抵触する可能性のある場合、権利番号、名称、権利保有者、無償実施あるいは有償実施等を明記し、有償実施の場合、ライセンス交渉は使用者毎に権利保有者で行われ、この記載事項にEIAJは保証もしないし責任も負わない。

## 2 MPEG2 パテントプール

MPEG2画像圧縮標準化技術とは、デジタル処理された動画、音声信号を効率的に圧縮して伝送、保存、表示するための標準化技術である。MPEGという名称はISO/IECの合同専門委員会であるMPEG (Moving Picture Expert Group) に由来している。

### (1) MPEG2ライセンス機構

MPEG2の規格には数多くの特許が関係しており、この問題をパテントプールによる一括ライセンスの方式で解決するためにMPEG2ライセンス機構が作られた。

ライセンス機構はライセンサーからなる意思決定機関が最終的意思決定を行うが、日常のライセンス業務を行う機関として米国に組織されている、MPEGLA (MPEG License

Administrator)が特許権者からパテントプールの特許についてライセンスを受け、実施権者に対してサブライセンスする。MPEGLAは実施権者から実施料を徴収し、必要な経費を控除した上で、所定の割合によってライセンサーに分配する。

### (2) パテントプールの対象となる特許

対象は、MPEG2の規格に必須な技術の特許で、かつ特許として成立したもののみである。必須とは、特許でクレームされた技術内容がMPEG2の規格書に記載されているという意味である。新たに特許権者から申出があった場合は、検討の結果、必須特許であるとされた特許についてはMPEG2パテントプールに加えられるが、その場合でも、原則として実施料は一定のままである。

### (3) MPEG2パテントプールによるライセンスの合理性

MPEGLAではライセンス活動の開始に先立ち、米国司法省、日本の公正取引委員会のいずれからもこのライセンス機構が競争阻害要因にはならないとの意見を得ている。このライセンス機構には次のような点で合理性があるからである。

- ・ 必須特許が実質上全て含まれており、かつ非差別的にライセンスされるので、これらの特許について懸念することなく規格を使用した製品の製造、販売が可能になる。
- ・ 必須特許調査、または多数の特許権者との交渉を個別にする負担がなくなる。
- ・ 各特許権者から個別ライセンスを受けるよりもトータルの実施料が低減される。
- ・ 各ライセンサーは少ないコストで実施料収入が得られる。

また、実際的な効果として、パテントプールには多くのライセンサー、ライセンシーが関与するので、それ以外の企業がその制度の枠外で権利行使することが難しくなるとも考えられる。

## 3 大学の知的財産マネジメントと技術標準 —MPEG2パテントプールの事例から—

最近日本では、大学の発明を産業界に移転するための技術移転機関の設立が相次いでいるが、今後は、それらの保有する特許が標準として採用された技術に絡むケースが増えてくると思われる。そこで、上述したMPEG2パテントプールにおけるコロンビア大学の事例を取り上げ、標準に関わる技術の普及についての大学の機能を検討する。

### (1) MPEGLAの発足

MPEG2の規格は技術的には完璧であったものの、関連する特許が多くの企業によって保持されていたため、世界中に普及するかどうか不安視され、非公式の知的財産ワーキンググループが組織された。まず、MPEG2規格に関する米国の必須特許の調査を、いずれの企業からも独立した立場にあった特許弁護士に依頼した。その結果、コロンビア大学を含む日米欧の機関が必須特許を保有していることが明らかに

なり、その後これらの機関がMPEGLAの設立に向けて準備を進めた。

発足に先立ち、活動に必要な全ての契約書や規則のドラフトの作成については、当時、コロンビア大学が長年契約を結んでいた特許弁護士が推薦され、設立準備に参加していた全ての企業の賛同を得た。ビジネスの利害関係を持たないコロンビア大学が先導すれば、残りの全員にとって納得のゆくシステムができあがるだろう、と考えられたためである。このことこそ、本来は競合者である企業同士が結束できたことの最大の理由であろう。

## (2) MPEGLAの将来像

現在、MPEGLAは、MPEG2について好調な業績を記録しているだけでなく、他の規格の特許プールについても扱う方向に事業を拡大している。これらには、コロンビア大学の特許は関与していないが、それを扱う枠組み自体が、コロンビア大学、その中の特に技術移転機関の多大な貢献によって構築されたと言えるであろう。

## (3) まとめ

複数の競合する企業の中に、性格を異にする非営利組織が混在して求心力として働くことが、特許プールの形成と一括ライセンスの提供を行うにあたって重要な要素となったと考えることができる。

大学が発明の特許化してライセンスするという活動には、大学にライセンス収入がもたらされるということ以上に、非営利機関としての特長を生かしながら産業界の調整役として機能し、社会的に有用なインフラを構築する際のコアとして働くことができるという公益的な意義があるのではないだろうか。

## 4 「フォーラム」方式を利用した技術標準規格に関する特許問題の処理について

### (1) 「フォーラム」の定義

「フォーラム」ライセンスとは、技術標準の策定作業や技術仕様管理の目的のために民間企業等により任意に設立された「フォーラム」の規則を拠として、当該技術標準に関係する特許問題の解決を図る方法である。従って、「パテントプール」の様に特許の処理方法が自ずと決まる性質のものではなく、「フォーラム」の規則をどの様に決めるかによりさまざまな形態の処理が可能となる。

### (2) 「フォーラム」方式による特許問題成功の鍵

規格化される技術標準の分野で有力な技術を所有している企業は、自社の特許権に基づく実施料請求権を放棄することには慎重にならざるを得ず、そのメリットが確認できない限り特許の無償ライセンスに同意する決断をすることは非常に困難である。

さらに、「フォーラム」での規格策定は、規格そのものが策定の過程及びライセンスされる段階で秘密情報として秘密さ

れている場合が多く、規格策定に参加するか否かを判断するに当たり、他社の秘密情報が混濁した規格情報を受領した場合、秘密情報流用の嫌疑を招来して技術開発の自由度を制約することもあり得る。

このような状況が予想されれば、有力な技術を保有する企業は規格策定作業に参加することを躊躇することにもなりかねない。

したがって、ある程度主要な技術を保有する少数の企業により規格の骨格を作り上げた後に「フォーラム」を組織し、既に準備されている規格の骨格を参加各社で更に改良していくという方法が望ましいと考えられる。これにより「フォーラム」を組織する時点で、規格がどのような形で最終的に落ち着くかをある程度予想することができ、無償ライセンスに同意できるかどうかの判断が容易になると思われる。

### (3) 「フォーラム」方式による特許問題処理の限界

「フォーラム」ライセンス方式では、「フォーラム」に参加しない者が所有する特許権の解決は図れない。また、その対象は、規格に必須な特許に限定されている場合が多いので、必須ではないが規格に準拠した製品の製造販売を行うために有用な特許の問題の解決は依然として個々の企業に委ねられることになる。

また、「パテントプール」方式は、該当技術について請求し得る実施料の「相場」を創設する役割もあるが、「フォーラム」ライセンス方式では技術標準規格の普及との組み合わせとして条件が決定されているという経緯があるため、「フォーラム」ライセンス方式での条件をもって直ちにそれが業界の「相場」であるとは言いにくい面がある。

更に、ライセンスの条件の合意に至るまで多くの時間を費やすケースもあり、その結果技術標準規格の発表のタイミングまで遅れてしまい、当該規格の普及の妨げになることも起こり得る。

### (4) 技術標準規格についての幻影

市場で或る技術規格が広く使用されるかは、標準化機関が標準を決定することで確保されるわけではない。しかし、多くの場合、標準規格の決定が、市場での商品の成功と等価であるかの如く喧伝されることがあり、当該標準規格と異なる優れた規格が提案された場合、その当否を巡って論議が混乱することがある。標準化の対象となっている技術標準が、行政や安全上の要請で、排他的に採用されるべき規格と採用自体が任意のものに分けて知的財産権との関係を論じることが必要ではないだろうか。

## IV 知的財産法からの視点 — 裁定実施権の適用可能性 —

特許が標準にとって不可欠な必須特許であって、その権利

者が「非差別合理的なライセンス」という標準化の基本条件に応じない場合に問題が生じる。そこで、ここでは、技術標準に取り込まれる知的財産権に関して、特許法にもとづく通常実施権の裁定（以下「裁定実施権」）が適用可能かどうかを検討する。

### 1 裁定制度

特許法は、発明の保護・利用を図ることにより産業の発達に寄与することを目的し、その趣旨は特許権者が発明を自ら実施するか、他人に実施せしめることにある。したがって、実施が（十分に）なされていないときには、十分な実施を確保するため法的手段を講じることができる。特許法は、この点について、いわゆる不実施の場合（83条）、利用発明の場合（92条）、公益上必要な場合（93条）、に分けて規定している。特許発明の標準化という文脈で権利行使にともなう問題を考える場合、83条及び92条の規定については適用可能性が低いと考えられるが、93条の「公共の利益のために特に必要なとき」については、検討の余地があると考えられる。

### 2 93条裁定の基準と解釈

特許法93条にもとづく裁定実施権の基準を示唆するものは多くはないが、「外資審議会専門委員会報告」（昭和43年3月15日）においては、運用上の枠組みを提示し、裁定実施権を認めうる場合として、「その特許発明が、国民の生命、健康あるいは公共施設の建設等、国民生活に直接関係する重要なものである場合」のほか、「特定製品の生産または特定方法の実施に不可欠な工程に関する重要な特許発明が独占されることによって、……国民経済に重大な悪影響がもたらされる場合が考えられる」としている。

その後、昭和50年に通産省から発表された「裁定制度の運用基準」では、1）国民の生命、財産の保全、公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合、2）当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合、としている。

これ以降、公式のガイドラインは出されておらず、また裁定の発動事案も皆無であり、この問題についての取り組みの遅れを示しているとも言える。

### 3 試論 一社会領域論一

裁定実施権を擁護する一つの理論として、「社会領域論」の考え方を述べる。これは、私有財である特許権が公共財である標準に組み込まれることにより「社会領域」に位置づけられるため、その排他性が一部制限されるという考え方に立ち、また、標準化されたことにより生じる派生的な価値は、特許法に由来する本源的価値ではないため、標準化された段階で

相当とされる実施料レベルから割引くことができるという考え方である。

## V 独占禁止法からの視点

### 1 独占禁止法による強制ライセンス

#### (1) 問題の所在

ここでは、事実上の標準となった技術に知的財産権が存在し当該技術が独占されているケースや、標準として確立した技術に付着した知的財産権が標準に本来期待される効果の実現を妨げているケースにいかに対処するかという問題に焦点を合わせる。

#### (2) 独占禁止法による対応（取引拒絶規制）

(i) 独占禁止法による強制ライセンス — 取引拒絶規制  
わが国でこの問題を考察するとき、まず特許等の知的財産権の単独かつ一方的なライセンス拒絶が独占禁止法（反トラスト法）違反となることがあるのか、あるとすればどんな場合かという形で論じられる。この場合、もっとも注目されるのが米国に端を発するエッセンシャル・ファシリティ理論である。

この法理によれば、①独占者がエッセンシャル・ファシリティを支配していること、②競争者が実際的にもしくは合理的にエッセンシャル・ファシリティを重ねて作り出すことができないこと、③競争者にファシリティの利用が拒絶されていること、④ファシリティを利用させることが実現可能であること、の四要件が満たされた場合に反トラスト法（独占禁止法）違反となる。

#### (ii) エッセンシャル・ファシリティ理論の展開

この法理により、標準に関わる知的財産権の問題は一気に解決されることになりそうであるが、この法理の妥当性と射程については、米国でも激しい論議を呼んでおり単純に結論を導き出すことはできない。また、エッセンシャル・ファシリティ理論の採否そのものをめぐって議論を展開すること自体も適切ではない。この法理を字義通りにとらえると規制範囲が極端に広がってしまい、それを制限するための要件を新たに構築する必要があるし、さもないとこの法理の適用を制限するのはアドホックな正当化理由だけと言うことになってしまうからである。

ここでまず考察すべきは、エッセンシャル・ファシリティを握る者による単独かつ一方的な取引拒絶が違法となるのはいかなるときかという問題である。問題は、単に相手方が取引をしてもらえないことから競争上の能力が阻害されたような場合、即ち、競争への悪影響を見出しにくい場合である。これは、反競争効果をいかにとらえるか、その過程で知的財産権の本質的要請をどう勘案するかにかかわる。この点に関し、標準化に起因する当該知的財産権の独占権の拡張がある場合などにおいて、取引拒絶を規制される余地が広がるという見方も可能だろうし、後続的イノベーションを制約するような場合に

も取引拒絶を不当視する可能性は高まるといえよう。ただし、この判断は文脈依存的なものであることは否めないし、かりにライセンス拒絶が違法となる場合がありえたとして、合理的かつ非差別的な条件でライセンスしなかったから、ただちに違法となるといえるかどうかは争いの余地がある。また、この場合にもいかなる時に正当化事由を認めるのかという問題もある。

### (3) 独占禁止法による対応—救済としての強制ライセンス—米 国法を参考に

#### (i) 視点の変更 — 違法行為の範囲の問題と救済の問題

独占禁止法（反トラスト法）による強制ライセンスの問題を考えると、単独かつ一方的なライセンス拒絶が違法になるのかという問題にのみ焦点を合わせるのは不十分である。反トラスト法ないし独占禁止法を通じた強制ライセンスの問題には、救済としての強制ライセンスの問題と、違法行為としてのライセンス拒絶の問題という二つの側面があるからである。わが国をはじめ大陸法の伝統では、救済が問題とされている違法行為の類型に規定される傾向が否定できず、それをいかに乗り越えるかという問題に対処しないと、救済が不十分にしか実施されないという状況をもたらしかねない。

そこで、独占禁止法違反に対する救済としての強制ライセンスという視点を改めて強調しておく必要がある。

#### (ii) 反トラスト法上の救済としての強制ライセンス

##### ① 広狭二義の強制ライセンス

強制ライセンスは、広義では、救済として少なくとも特定の者にライセンスを行うことが義務づけられているケース全般を指し、狭義では、合理的なロイヤリティを払う広範な事業者に一般的にライセンスを行うことを義務づける救済としての強制ライセンスを指す。狭義の強制ライセンスが認められれば標準技術が開放されたのと同様になる。他方、ライセンス拒絶が違反行為に含まれていたとしても狭義の強制ライセンスが認められるわけではなく、違反行為の範囲と救済とが一致するのは、非差別的に合理的なライセンスを行わないこと自体が違反になる場合である。わが国でエッセンシャル・ファンリテイ理論が目されるゆえんである。

##### ② 日本法

ライセンス拒絶が違法行為の一要素となっている場合、たとえば、相手方に何らかの反競争的な義務づけを受け入れさせるべくライセンス拒絶がなされたときや共同の取引拒絶が行われたとき、違法行為の除去に必要な措置として少なくとも広義の強制ライセンスが認められることに異論は少なからう。

それでは、違法行為の結果生まれた市場支配力の除去に必要な救済（排除措置）として強制ライセンスが認められるか。たとえば私的独占の場合どうか。解釈論上不可能ではないが、わが国では違法行為と除去されるべき市場支配力の因果関係が厳格に要請されるであろうから、現実には特許の取得・蓄積による独占力の拡張の場合に限定されるのでは

ないかと考えられる。しかし、複数当事者が結合して他者を排除できる地位を獲得した場合、その行為の結果を除去するために強制ライセンスが許容される可能性はある。また、企業結合の場合であれば、その結果生じる市場支配力（及び競争排除力）を制御するために必要な措置として強制ライセンスが許容される可能性は高い。

#### (4) 今後の検討課題

ここでは、違反に対する救済（民事救済と排除措置）としての強制ライセンスという、従来あまり論じられることのなかった問題を紹介した。現実民事救済にしろ排除措置にしろ、強制ライセンス（広狭両義）をいかに設計するのは困難な問題であるが、違反行為に対する差止訴訟制度の導入に伴い、実際に直面せざるを得なくなる問題である。いつ、ライセンス拒絶が違法となるのかという問題に加えて、強制ライセンスが救済として適切なのはどんな場合であり、その救済の内容はいかなるものであればいいのかという問題をさらに検討する必要がある。

## 2 標準化と競争

従来、知的財産法の分野では権利の存否や侵害の有無を判断する際に、「競争の促進」をあまり考慮に入れてこなかったように思われるため、以下では「権利取得」、「標準団体の組織と活動」および「権利行使」という3つの場面に分け、標準化と競争に関する法的問題について検討する。

### (1) 権利取得

標準情報が知的財産として法的保護を受けらるは一定の要件を充たす必要があるが、その要件の中には、独占の弊害や競争の促進に対する一定の配慮と理解できるものがある。例えば、新規性（特許29条1項）および進歩性（同2項）の要件である。知的財産権の取得が競争法上の問題となる場合としては、①参入障壁を高めて現実的および潜在的競争者を排除するために知的財産権を集積する場合、②市場支配的企業がその市場支配力を強化する場合が考えられる。

### (2) 標準団体の組織と活動

団体による標準化は、本来独立して行動すべき競争企業同士が協調するわけであるから競争法の理念とは相反する性格を有し、この意味では標準団体の設立そのものが問題となり得る。団体の標準化活動の具体的な内容の1つとして、新技術の導入および普及を挙げることができるが、ある技術を「標準」として採用した結果、かえって産業の発展・技術の進歩にとって悪影響を及ぼすことがある。こうした事態は、知的財産法の根本原理にも抵触することになりかねず、標準化に際しては、どの技術を、どの時点で採用するかを慎重に判断しなければならない。

この点については、標準団体間の競争という考え方が妥当するかもしれない。そもその標準化の目的・役割に従うなら

ば標準団体は単独の方が好ましいといえるが、上記のような事情に加え、利用可能な技術の種類や利用態様、価格等が限定されてしまうという弊害を勘案すると、複数の標準団体が存在することで競争が生じ、技術開発の促進や利用者の利便にとって有利な状況も予想できるからである。

### (3) 権利行使

知的財産は、その無体性に大きな特徴があり、当該技術や情報の適切な保護範囲の画定を困難なものとする。したがって、知的財産に関する根本的な課題である「独占と利用のバランス」の問題は、事後的な画定あるいは調整が重要と考えられる。

この事後的な画定の具体的手段として、知的財産法上では、強制許諾、ミスユース(権利濫用)、フェア・ユース(公正利用)等を挙げることができるが、このような事後的な調整システムとしては、競争法の役割が大きく、知的財産に関する行為の競争法上の評価は、一般的には、当該行為が持つ競争促進効果と競争阻害効果の比較衡量によって判断されると言える。わが国は知的財産法との調整を図る意味で、知的財産権の行使と認められる行為には適用しない旨の規定を置いている。

## VI 海外調査報告

### 1 米国調査報告

#### (1) DELL同意審決に対するANSIの対応

米国におけるVLバスの規格策定の委員会に出席していたDELLコンピュータのエンジニアが、DELLが当該規格に関連する特許を保持していない旨宣言した。しかし、規格決定後DELLは態度を一変し、「VLバス規格は我々の特許を侵害している」とするレターを発表した。これを受けてFTC(Federal Trade Commission)は、DELLの行為はFTC法に違反するとして訴追したため、DELLはFTCの同意審決を受け入れ、調停が成立した。以上が事件の経緯である。

この同意審決の中でFTCは、「標準化活動に携わる企業は、自社のパテントポートフォリオをサーチする義務がある」旨を述べたが、その後、この点について、ANSIと多くのメンバー企業がFTCと議論し、大きなパテントポートフォリオを持つ企業にとっては、つねに自社の特許を正しく把握することは不可能である、ということに関してFTCの同意を得ることができた。今ではFTCは、訴追するか否かを決定する際は、単に出席者が自社の特許を知らないだけなのか、あるいはシステムを故意に乱用しているのかを正確に判断しなくてはならない、ということを認識している。

#### (2) バイオテクノロジーと標準化

近年、DNAチップを用いた遺伝子発現情報の解読がさか

んになってきており、DNAチップ市場では多くの企業が販売競争を繰り広げている。そのため、現在、複数のフォーマットが存在するDNAチップについても、今後標準化が進むことが予想される。

アフィメトリクス社は、DNAチップの基本特許を持ち装置を販売してきたが、別の装置を販売してきたモレキュラー・ダイナミクス社とともに、コンソーシアムを発足させた。それまでDNAチップの開発で先陣を切ってきた両社が規格統一を図ることであり、シェアを拡大してデファクト標準化することを狙ったものである。しかし、このコンソーシアムへの参加企業は増加せず、むしろ米国市場におけるアフィメトリクス社のシェアは低下する傾向にある。実験に必要なチップは消耗品であるが、これが非常に高価な上に再利用できないこともシェアの低下を招く原因となっている。このような状況の中、アフィメトリクス社は自社の保有する基本特許に基づいて、後発企業を訴訟で迎え撃つ戦略をとっているが、これらの訴訟も絡んでDNAチップ市場の行く末は混沌としており、今後、生命科学に関連する領域においても問題が顕在化してくると思われる。

## 2 欧州調査報告

標準化機関の役割については、技術標準の作成を速やかに作成することを目的とすべきで、IPR問題には積極的に関与すべきではないという意見が大半であった。つまり、標準化機関は技術標準を作成することにより、その利用者である企業等が利益を得る機会を与えることを目的とし、その技術標準を採用するか否かは全く企業等の自由である。即ち、企業等は利益を得ることを目的として技術標準の採否を判断するのであるから、技術標準の採用は自己責任において行うべきであり、当然関連するIPR問題についても、企業等自身が責任を持って対処すべきであるという考え方があるのであろう。

また、エッセンシャルであるか否か、合理的か否か等々判断に困難がある場合についても、標準化機関が方針を示すのではなく、当事者間で交渉により定めるべきとの考え方が多かった。

裁定制度については概ね慎重な反応であった。技術標準に関わるIPRであるという理由のみで適用をうけることはきわめて難しいという考え方であり、現状の日本と同様の考え方であると考えられる。競争法の適用についても全面的に否定する意見こそないが、同様に慎重なものであった。

## VII まとめ

技術標準と知的財産権を巡る問題について、関係者はその解決に向けてさまざまな努力を重ねてきた。例えば、ISO、IEC、ITU等の国際標準化機関を始め、地域標準化機関、



国内標準化機関等は、特許等の取扱い方法の検討を続けてきた。原則は従来通り、必須特許等の権利者がその権利を「(無償または)公正かつ合理的な」条件で非差別的に許諾する場合に限り、標準化を進めるという考え方であるが、その実施に係る手続きを改善してきた。

しかし、現実に標準化を進めるうえでも、また関連特許の許諾交渉を進めるうえでも解決すべき課題は多数残っている。従来からの課題で継続して存在しているものには、たとえば次のものがある。

- ・標準に関連する特許が必須特許かどうかの判断方法
- ・権利者が合理的条件での許諾を拒否した場合であって、標準案の技術内容を見直すことが現実に不可能である場合の取扱い
- ・標準化後に判明した権利者が合理的条件での許諾を拒否した場合の取扱い
- ・許諾条件が合理的であるかどうかの判断基準
- ・裁定実施権の適用の可能性

特に一つの技術標準に多数の権利が関係する場合、個々の権利の許諾に係るロイヤルティが少額であっても累積した結果膨大な金額になる可能性があるが、その問題に対処するため、パテントプール方式やパテントフォーラム方式が試みられてきた。

この調査研究では、これらの課題や活動を含めて最新の動向と問題を紹介した。また、独占禁止法の視点から検討すべき課題も示した。また、TLO法の成立に伴う大学の機能として、標準に関係する権利者間の調整役を務めることにも意義があるという指摘も行った。

更に、標準化機関の間で異なる手続きや様式を共通化する必要性を指摘した。例えば、ITUが導入した General Patent Statement、特許声明の定型の様式、特許声明データベース、プログラム著作権の取扱い規則等が当面の検討対象となろう。ISO/IEC JTC1 では ITU と共同作業を実施するケースが多いので、両組織の間で手続きや様式が異なるのは非効率だとの意見があるからである。さらに、ISO、IECレベルでの共通化、国内標準化機関との共通化についても検討する価値があろう。

インターネットとWTO/TBT協定<sup>(\*)12)</sup>に象徴される国際化の進展に伴い、技術標準の国境を越えた適用は益々進展するであろう。これに対して知的財産権は国別の法制度によって規定された権利である。その間の矛盾と対立を解決することは容易ではないが、関係者が根気強く解決に向けて努力することが要求されている。その意味で、この課題について今後も継続して調査研究を行うことが必要である。

(担当:研究員 佐野 雅幸)

(\*)12) World Trade Organization/Technical Barriers to Trade;世界貿易機関/貿易の技術的障害に関する協定